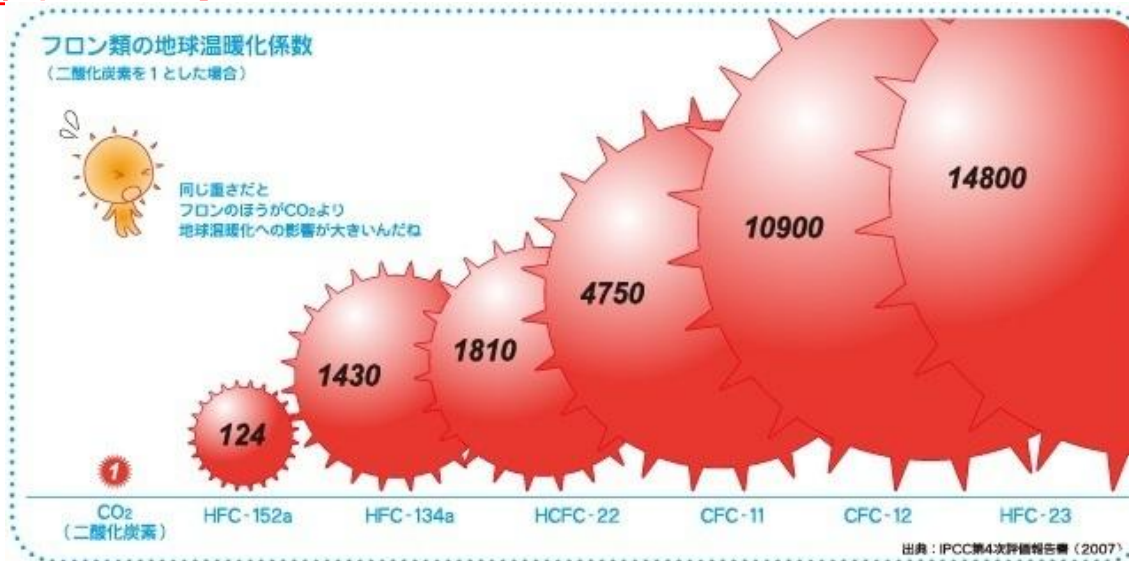
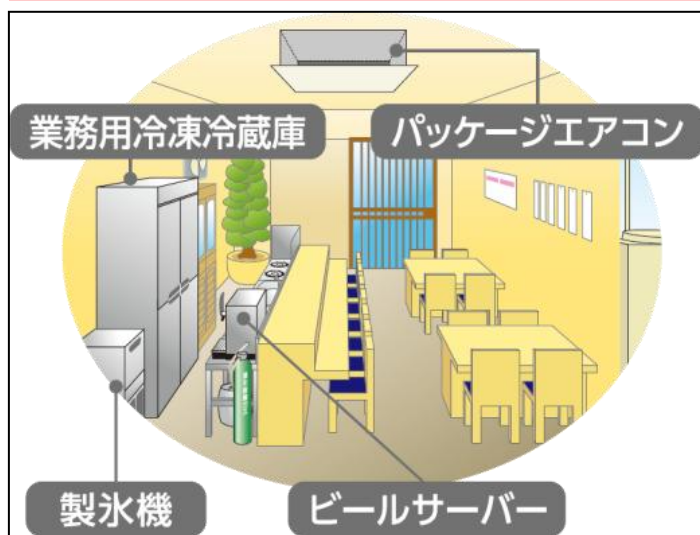


フロン排出抑制法について

埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当
令和8年8月26日

フロン類について

- フロン類は、冷凍空調機器の冷媒等で広く使用されている化学物質
化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいといった性質を持つ
エアコンや冷凍冷蔵庫などの冷媒として使用されている
- 化学的には、炭素とフッ素の化合物、フルオロカーボンの総称
塩素や水素を組み合わせたC F C（クロロフルオロカーボン）や
H F C（ハイドロフルオロカーボン）など、様々な種類がある
- フロン類は非常に強力な温室効果能力を持っている

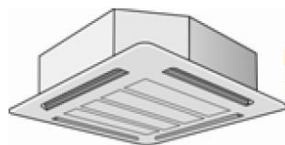


法律の対象機器＝「第一種特定製品」とは

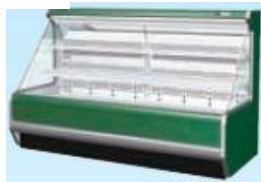
○「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいう

○「業務用」とは、製造メーカーが**業務用として製造・輸入している機器**
メーカーが業務用として製造した機器でも、家庭用として販売している場合があるため、
事前に製造メーカーへの問い合わせが必要

第一種特定製品



業務用エアコン



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

等

機器に貼ってある
ステッカーで確認

フロン排出抑制法 第一種特定製品

・フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
・フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒	HFC R134a	130g
製品質量		50kg
設置		屋内用



※以下の製品は第一種特定製品には含まれません。

カーエアコン

カーエアコン
(輸送用冷凍冷蔵
ユニットを除く)



家庭用として製造された製品



家庭用ルームエアコン

家庭用冷蔵庫

冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒（CO₂、アンモニア、
空気、水等）の冷凍・冷蔵機器



出典：
環境省資料

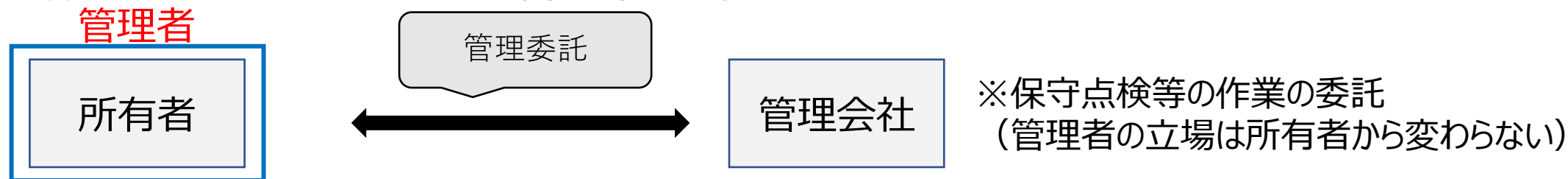
制度の対象となる管理者とは

『管理者』とは

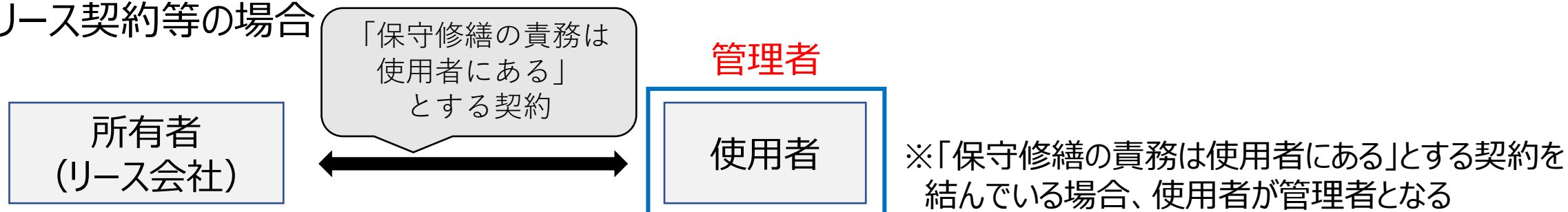
- 原則として、業務用エアコン及び業務用冷凍冷蔵機器（第一種特定製品）の所有者が管理



- 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合



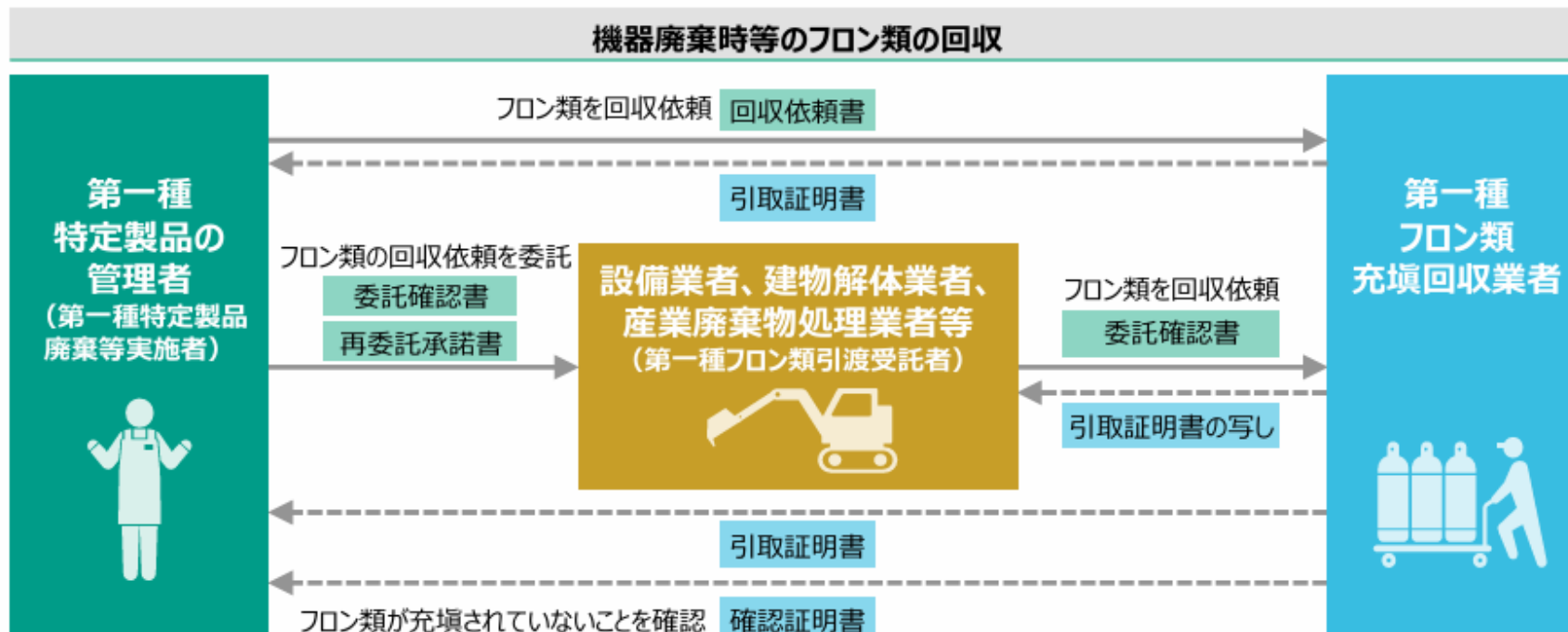
- ◎ 例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合



※ HFOやCO₂など、フロン類以外を冷媒として使用している機器は、フロン排出抑制法の対象外。

第一種特定製品の廃棄等実施者と充填回収業者とは

- 廃棄等実施者は**廃棄等を行おうとする者**で、原則として管理者が該当します。
自ら又は他の者に委託して**第一種フロン類充填回収業者**に、フロン類を引き渡さなければならない
※ 廃棄物処理法の排出事業者との違いに注意
- 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備や廃棄時に、
フロン類を充填または回収するにあたり、**都道府県知事の登録を受けた者**



特定解体工事元請業者の責務について

特定解体工事元請業者とその責務

○ 特定解体工事元請業者

建物等の解体工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者（発注者）から
直接解体工事を請け負う建設・解体業者。

○ 特定解体工事元請業者の責務

① 第一種特定製品の事前確認

建設・解体業者は、解体する建物において第一種特定製品の有無を**事前確認**し、
その結果を**書面**で発注者に説明する。**その書面の写しを3年間保存。**

② フロン類の回収の依頼

フロン類の回収を**充填回収業者**に依頼する。

（※工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した（委託確認書の交付を受けた）場合）

③ 機器の引渡し

フロン類が回収されたことを確認し、**廃棄物・リサイクル業者**に機器を引き渡す。

※引取証明書等によりフロン回収済みであると確認できない機器の引渡しは違法！

①第一種特定製品の事前確認

○ 建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていないことが明らか**である場合を除き、

必ず第一種特定製品があるかを**事前に**確認する※。

⇒ 確認した結果は、**書面**で発注者に説明する必要がある。
書面は工事発注者（原本）と工事元請業者（写し）がそれぞれ**3年間保存**する必要がある。

※機器が無かった場合も、その結果を書面で報告する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 年 月 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所
責任者氏名 印
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

解体工事の名称 _____
記
解体工事の場所 _____

第一種特定製品（フロン類を使用する電機用冷暖空調機器）の設置の有無	
フロン類回収済み エアコンディショナー	フロン類未回収 エアコンディショナー
台	台
冷蔵庫及び冷凍庫	冷蔵庫及び冷凍庫
台	台
以下、発注者と元請業者で協議の上、記載 ・フロン類回収済み建築物の写し ・フロン類回収済み建築物等への交付 ・発注者が実施 □受注者が実施	以下、発注者と元請業者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 □発注者が実施 ・フロン類回収後の引取説明書の写し ・建築物の廃棄業者等への交付 ・発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当該費用負担 □当該費用負担

【注意事項】
・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合は、放出した者が罰せられます。
・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者（発注者）が罰せられます。
・建築物の廃棄業者等に対して第一種特定製品の回収を依頼する際には、引取説明書の写しの交付が必要です。
・発注者をして建築物の廃棄業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取説明書の写しを発注者に送る必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び使用に影響を及ぼす可能性があります。

記入事項

- ・書面の交付年月日
- ・特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
- ・特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
- ・特定解体工事の名称及び場所
- ・第一種特定製品の設置の有無の確認結果

事前確認書（例）

（出典）日本冷媒・環境保全機構

②フロン類の回収の依頼（フロン類が未回収の場合）

特定工事元請業者が、発注者からフロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法がある。

1) 特定工事元請業者が自らフロン類の回収を委託する

- 工事の発注者から**委託確認書**をもらい、フロン類の回収を**充填回収業者に委託する**
- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、**3年間保存する**
- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、**引取証明書の写しを渡す**

2) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼する

- 工事の**発注者**に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を**充填回収業者に委託**するよう伝える
- その後はAと同様、工事発注者から**引取証明書の写し**をもらい、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡す

③機器の引渡し

- 工事元請業者が、フロン類を回収済みの第一種特定製品の処分を委託する場合、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す「引取証明書」の写しをもらってください。
- 廃棄物・リサイクル業者に引取証明書の写しを添えて機器を引き渡します。

※引取証明書の写しがないと、廃棄する機器の引取りを拒否されます！

F票 引取証明書(写) 汎用版(主に再委託用) 充填回収業者が保存

☐ 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、忘記にシ点を記入)

廃棄する機器の所有者等
第一種特定製品(廃棄等)の所有者等
第一種特定製品(廃棄等)の所有者等

取次者(1)
第一種フロン類(再委託用)の取次者

取次者(2)
第一種フロン類(再委託用)の取次者

第一種フロン類充填回収業者

第一種	フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC	計
特定製品の種類	エアコンディショナー	台	kg	台	kg
冷凍機器及び冷凍機器	台	kg	台	kg	kg
計	台	kg	kg	kg	kg

※平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、上記「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類回収業者」と読み替える。
下記のとおりフロン類を回収しました。

フロン類の引渡し先等 (該当する番号を○で囲む)	CFC	HCFC	HFC	左記の 元証番号	容器識別番号	フロン類再生・破壊 管理番号の位置番号
1:破壊業者(※1)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R	
2:再生業者(※2)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R	
3:自ら再生(※3)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R	
4:(施行規則)第49条第1号に 規定する者(※3)	1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R	
5:保管	1 2 3 4 5	kg	kg	kg	R	

引渡し先(※4)

都道府県 住所 氏名又は名称

許可・認定番号

電話

FAX

※1 上記の1:破壊業者 2:再生業者 3:自ら再生 4:自ら再生したフロン類の元証番号 5:自ら再生したフロン類の元証番号
※2 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「自ら再生」を「自ら再処理」と読み替える。
※3 平成27年3月31日以前にこの書式を使用する場合は、「(施行規則)第49条第1号に規定する者」を「(施行規則)第49条第1号に規定する者」と読み替える。
※4 引渡し先が廃棄業者の場合は、F票をつづいて使用する。
※5 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。

発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JREC)

引取証明書(例)
(出典) 日本冷媒・環境保全機構

罰則規定（特定解体工事元請業者）

- 責務を果たさず**フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処せられます。
- **工事元請業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象**となりました。

事案概要

- 八王子市の解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、建物解体業者の代表取締役と社員、発注者の社員計3人と、法人としての両者をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は**全国初**

違反内容

(1) 発注者

- **フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い**
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）
罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

- エアコンに充填されている**フロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い**
法第86条違反（みだり放出）
罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

フロン排出抑制法について

- 埼玉県 フロン排出抑制法について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kaishuu.html>

- 環境省 フロン排出抑制法ポータルサイト

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>

- 経済産業省 フロン排出抑制法の概要

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon_outline.html

～ 本講義に関する問合せ先 ～

埼玉県大気環境課 規制・化学物質担当（TEL：048－830－3058）



フロン排出抑制法 ポータルサイト

[本文へ](#)



文字サイズ

[小](#)

[中](#)

[大](#)

検索キーワードを入力



[フロン排出抑制法の概要](#)

[メーカー等による冷媒転換](#)

[機器の管理・廃棄](#)

[漏えい量の算定・報告](#)

[フロンの充填・回収、再生・破壊](#)

[Q&A](#)

[お問い合わせ・リンク](#)



[政策分野・行政活動](#)

[政策分野一覧](#)

[地球環境・国際環境協力](#)

[「フロン排出抑制法」ポータルサイト](#)

ライフサイクルを見据えた
包括的な内容へ

フロン排出抑制法が改正されました。

本ホームページでは、
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」
(略称「フロン排出抑制法」)に関する取組みを紹介しています。



御清聴ありがとうございました



埼玉県マスコット「コバトン」



■ 本講演に関する問合せ先 大気環境課 規制・化学物質担当 TEL:048-830-3058